資格取得のご案内

「下記の通り、特別教育の講習をご案内申し上げます」

１．小型車両系建設機械(解体用)運転の業務に係る特別教育（小型車両系建設機械《整地等》修了者）

労働安全衛生規則第 36 条第 9 号に基づき、運転の業務に労働者を就かせるときは、改正された安全衛生特別教育規定の教育科目、範囲及び時間に基づく特別教育を実施しなければならない。

鉄骨切断機、コンクリート圧砕機及び解体用つかみ機(以下「鉄骨切断機等」という。)による労働災害の防止に関して、平成 25 年 4 月 12 日に、労働安全衛生規則の一部を改正する省令(平成 25 年厚生労働省令第 58 号。以下「改正省令」という。)が公布されるとともに、安全衛生特別教育規程等の一部を改正する告示(平成 25 年厚生労働省告示第 141 号。以下「改正告示」という。)が公示され、同年 7 月 1 日から施行されることとされた。

※ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等の 4 機種を対象としたものに変わります。(平成 25 年 7 月 1 日)

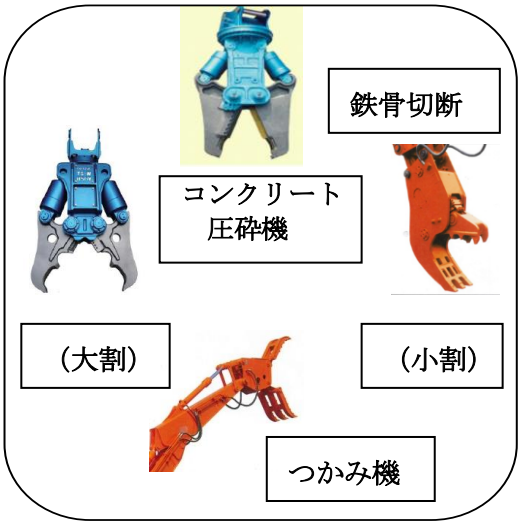

開催日	令和８年１月２４日（土）学科・実技
講習時間	開始９：００～終了１２：１０（３時間）
講習料金	１５，０００円（テキスト代を含む）
講習場所	学科　山口統括本部　２階第３会議室
	実技　山口統括本部敷地内
申込期限	令和８年１月９日（金）
受講定員	１４名（※５人以下の場合は延期となります）

受講を希望される方は、事前に山口統括本部組合員課にお尋ね下さい。受講申込みはＪＡ山口県ＨＰ内からダウンロードできます。申込書原本に証明写真を貼り付け、裏面に本人を確認できる公的証書（運転免許証表裏）及び小型車両系建設機械（整地等）修了証の写し（表裏）も添付していただき、申込期限までに山口統括本部組合員課まで提出を願います。当日は実技もあるため汚れても良い服装でお越しください。講習会開始１５分前に集合下さい。

銀行名　：もみじ銀行　瀬野川支店
口座番号：普通　NO.1416573
口座名　：キャタピラー教習所株式会社

開催日 1 週間前迄にお振込みください
振込手数料は受講者にてご負担願います

主催:JA山口県山口青壮年部

JA山口県
〒753-8537 山口市維新公園3丁目11番1号
山口県農業協同組合　山口統括本部総務管理部　組合員課
TEL　083-922-5647　FAX　083-923-6611